

## 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のためにご協力をお願いします。

奈良市教育委員会では、これまで国や県からの通知や保健所の指導などに基づき、各学校における感染防止対策を講じているところですが、感染拡大防止を徹底するためには、ご家庭の協力が欠かせません。以下の内容について、ご一読いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

### お願い

- ①児童生徒等の健康観察（毎朝の検温及び発熱や咳等の症状等の確認）を徹底し、症状が認められる場合は、登校を控え、学校に報告してください。
- ②同居家族の健康観察についても徹底し、「同居家族に発熱や咳等の症状等がある場合」等は、登校を控え、学校に報告してください。（詳しくは、以下をご確認ください。）
- ③ご家庭での手洗いや咳エチケット等の感染予防対策をお願いします。

#### ●児童生徒の同居する家族の職場に感染者又は濃厚接触者がいる場合

児童生徒の同居する家族が「濃厚接触者に特定されていない場合」は通常通り登校可能です。

#### ●児童生徒の同居する家族が、濃厚接触者に特定された場合

状況を学校に報告、相談の上、特定された家族及び児童生徒本人に症状が無い場合は、登校していただいて構いません。

#### ●同居する家族に発熱や咳等の症状等による体調不良が認められる場合

同居する家族が発熱や咳等の症状が見られる場合は、症状がなくなるまでの間、もしくは同居家族が医療機関を受診し感染の有無が判明するまでの間、児童生徒の登校を控えるようお願いします。なお、この場合、出席停止とします。

#### ●児童生徒の同居する家族が感染した場合

保健所により児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合は、PCR検査を受検し、その結果が陰性であっても、感染者との最終接触日の翌日から**5日間**（現在のオミクロン株における自宅待機期間）は出席停止とします。ただし無症状かつ、**2日目**と**3日目**の抗原定性検査キット（自費検査）を用いた検査でどちらも陰性確認後、**3日目**から解除することが可能です。なお、7日間は、検温など自身による健康観察の確認を行います。解除の判断を個別に保健所に確認する必要はありません。

#### ●児童生徒に発熱や咳等の症状が見られる場合

児童生徒本人に発熱や咳等の症状がある場合は、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診し、感染の有無が判明するまで自宅待機とします。

受診の結果、陰性であっても、後に陽性に転じることがあるため、症状がなくなるまでの間は自宅で健康観察を継続してください。